

届出 添付図書一覧(省令第12条、第13条の2関係)

図書の種類	明示すべき事項		備考
委任状 ★	建築物省エネ法の認定申請の委任内容		
設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明		
付近見取図 ★	方位、道路及び目標となる地物		
配置図 ★	縮尺及び方位。敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別。空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。)の位置		
仕様書(仕上げ表)	部材の種別及び寸法。エネルギー消費性能確保設備の種別		
各階平面図 ★	縮尺及び方位。間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ。壁の位置及び種類。開口部の位置及び構造。エネルギー消費性能確保設備の位置		
床面積求積図 ★	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
用途別床面積 ★			
立面図 ★	縮尺。外壁及び開口部の位置。エネルギー消費性能確保設備の位置		
断面図及び矩計図 ★	縮尺。建築物の高さ。外壁及び屋根の構造。軒の高さ並びに軒及びひさしの出。小屋裏の構造。各階の天井の高さ及び構造。各階の天井の高さ及び構造。床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造。		
各部詳細図	縮尺。外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法		
各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算をする場合における当該計算の内容		
機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数	
	空気調和設備以外の機械 換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数	
	照明設備	照明設備の種別、仕様及び数	
	給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数。太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数。節湯器具の種別及び数	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数	
機器表(計画に住戸が含まれる場合の住戸部分)	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	空気調和設備以外の機械 換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	

	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	給湯設備	給湯器の種別、仕様、数 及び制御方法。太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様、数及び制御方法。節湯器具の種別、位置及び数	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数 及び制御方法	
仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	
系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先	
各階平面図	空気調和設備	縮尺。空気調和設備の有効範囲。熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置。	
	空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺。給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	
	照明設備	縮尺。照明設備の位置	
	給湯設備	縮尺。給湯設備の位置。配管に講じた保温のための措置。節湯器具の位置	
	昇降機	縮尺。位置	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺。位置	
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	
	照明設備	照明設備の制御方法	
	給湯設備	給湯設備の制御方法	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法	
その他	計画が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあっては、当該計画に係る建築物の部分が現に存することとなつた日を証する図書又はその写し	増築又は改築の場合	
	計画に係る建築物が複合建築物である場合にあっては次に掲げる部分の求積図 ア 居住者以外の者のみが利用する部分 イ 居住者のみが利用する部分 ウ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分	複合建築物の場合	
	届出等に係る建築物の非住宅部分の床面積が2千平方メートル以上である場合は次に掲げる図書	非住宅部分の床面積が2千平方メートル以上である場合	

<p>ア 当該非住宅部分のうち、内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上である部分を明示した図書及び当該部分の求積図</p> <p>イ アの常時外気に開放された開口部の位置を明示した図書及び当該開口部の求積図</p>	
<p>設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は5(平成28年4月1日において現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級3、4又は5)が表示されているものに限る。)の交付を受けた場合にあっては、当該設計住宅性能評価書の写し</p>	住宅性能評価書の交付を受けた場合
<p>施行規則第13条の2第1項に規定する登録省エネ判定機関又は登録住宅性能評価機関が行う省エネ性能に関する評価で、省エネ基準に適合する建築物である旨の評価書の写し</p>	評価書を活用する場合 ★マークの図書のみ添付
<p>施行規則第13条の2第1項に規定する登録省エネ判定機関又は登録住宅性能評価機関が行う省エネ性能に関する評価で、外皮基準又是一次エネルギー消費量基準のいずれかのみに適合する建築物である旨の評価書の写し</p>	評価書を活用する場合 ★マークの図書のみ添付